

<前文>私たち板橋区議会は、区民の福祉の増進を図ることをその目的とともに、区民の意思を区政に最大限に反映させる役割を担っている。

その目的及び役割を果たすためには、議会本来の役割である議論及び討論を通じて問題の論点及び争点を明らかにすることはもとより、自らも政策立案及び政策提言を行い、真の地方自治を実現することが必要である。

このため、私たち板橋区議会は、平成22年(2010年)に議会改革勉強会を設置して議論を積み重ねた。そして、翌年に設置された議会改革調査特別委員会において「区民に開かれた、区民参加の議会」、「徹底した情報公開」、「二元代表制の下での監視機能の強化」、「合議体としての政策立案の強化」の4点を議会改革の方向性として定めた。その結果、総括質問におけるインターネット中継の実施及びIT機器の活用、東京23区で初となる議会報告会の開催等の議会改革が実現されるに至った。

私たち板橋区議会は、これまで実施してきた議会改革を実効性あるものとして一層推進するとともに、区内に板橋区議会が果たすべき責任及び役割を明確に示すため、ここに板橋区議会基本条例を制定し、区民の幸せと繁栄を実現することを決意する。

◎政務活動費の使途についてのご報告

兵庫県議会議員の政務活動費の使途についての号泣記者会見を受けて、板橋区議会は大丈夫かという不安や疑問の声がありました。紙面上、詳細は示すことはできませんが、すべての支出には領収書が添付され、区政レポートや議会報告についてはその現物が添付されています。

また、飲食を含む会合に支出されている会議費は、議員だから出席を要請される団体の会合に限られており、一回の支出も最大5千円となっています。私も含めてすべての個人または会派の支出については、個人情報に関わる部分を墨み塗りした上で公開対象となっていますが、今後も一層、透明性の確保に努めて参ります。

以下は、前年分の支出額の内訳です。9月8日に監査委員の最終チェックを受けた確定版です。

次期
こそは

さらなる透明性を
会派支給は不透明
→すべてを個人支給に

次期
こそは

費用弁償はゼロに

会 議 費	会議参加費 1回につき最大5千円	60,000 円
広 聴 費	区民または団体からの陳情、相談等を受けるために関わる支出 主に交通費	66,260 円
広 報 費	区政レポートの作成、印刷費・発送費・ポスティング代・作業補助費等 発送費については、ほぼ市内特別郵便	1,336,623 円
資料購入費	書籍・雑誌・新聞代等	53,225 円
事 務 所 費	賃借料 30,000円 × 12ヶ月 × 総額の50%	180,000 円
事 務 費	プリンターインク代・紙代・携帯電話代など事務所で使用する経費 総額の50%	88,086 円
人 件 費	3万円×12ヶ月 臨時雇用の人件費	360,000 円
調査研究費	視察における経費	22,305 円
支出計		2,166,499 円

◎費用弁償について

政務活動費とともに区民の皆さんから注目を集めているのが費用弁償です。

元々、議員報酬が十分でなかった時代に、正式な会議に(本会議・常任委員会・特別委員会開催日…年間60日程度)交通費と弁当代名目で支出されていたもので、現在の23区や政令指定都市のように議員報酬が生活給として十分に支給されるようになった今、この費用弁償が第二給与のように残っていることは好ましくないと思われます。

板橋区では平成16年に日額6,000円を日額4,000円に減額いたしましたが、さらに現在、この費用弁償をどうするかの議論の真っ最中です。

現状維持または減額るべきという会派と廃止(交通費実費支給)にすべきという会派で話し合いがつかず、結論がなかなか出ていません。私の所属する民主党では、廃止(交通費実費支給)にすべきという主張ですが、日額3,000円に落ち着くやもしれません。

しかし、区内在住の議員が1回の会議に出席する度に、このような額を交通費と昼食代として支給されることを皆さんはどう思われますか?

下記のように他区の状況から見ても、次期(平成27年4月以降)は廃止するのが妥当であると私は考えます。

A…廃止または運賃実費相当額の区	6区	千代田区・台東区・墨田区・世田谷区・杉並区・荒川区
B…2,000円／日	4区	品川区・目黒区・渋谷区・北区
C…2,500円／日	2区	中央区・新宿区
D…3,000円／日	9区	文京区・江東区・大田区・中野区・豊島区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区
E…4,000円／日	2区	板橋区・港区

◎旧大山小学校跡地活用の方向性について

創立60周年を終えた後、平成26年3月末をもって大山小学校はその歴史の幕を閉じました。

現在は、校庭や体育館などを地域開放していますが、それも12月末で終了し、土地所有者とともに跡地利用について協議を重ねてきました。

その結果、区有地と民有地を一体的に活用して、公共・公益的事業を展開する民間事業者を誘致する方向で調整しています。最終的には区有地については11月の財産評価委員会で価格決定し、民有地については所有者が価格決定、その合計額が売却額ということになります。

あくまで、価格競争による入札ではなく、公共・公益的事業かどうかの判断をするためのプロポーザル方式による事業者決定となります。



旧大山小学校

<今後のスケジュール案>

平成26年10月	仲町支部 町長会議
11月	用地取得調整会議
11月12日	企画総務委員会報告
11月21日	財産評価委員会で価格決定
12月 2日	企画総務委員会報告後 公募型プロポーザルによる 事業者募集

平成27年 4月	選定委員会 → 事業者決定
平成28年 4月1日まで	に事業者に引き渡し